

水利施設整備事業（農地集積促進型）実施要領

平成27年4月9日付け26農振第2051号
最終改正 平成29年3月31日付け28農振第2163号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

} 殿

農村振興局長

第1 趣旨

水利施設整備事業（農地集積促進型）の実施に関しては、水利施設整備事業（農地集積促進型）実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2053号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第2 事業の内容

- 1 要綱別表の区分の欄の3の事業種類の欄の(1)のアの事業（以下「指導事業」という。）の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 農地集積促進事業の啓発普及
 - (2) 農地集積促進事業の実施状況の確認及び報告
 - (3) 農地集積促進事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整
 - (4) 市町村、土地改良区又は農業協同組合が行う調査・調整事業（要綱別表の区分の欄の3の事業種類の欄の(1)のイの事業をいう。以下同じ。）又は市町村及び土地改良区が行う中心経営体農地集積促進事業（要綱別表の区分の欄の3の事業種類の欄の(2)の事業をいう。以下同じ。）若しくは耕地利用高度化推進事業（要綱別表の区分の欄の3の事業種類の欄の(3)の事業をいう。以下同じ。）に関する助言又は指導
- 2 指導事業は、農業水利施設整備事業等（要綱第2の1及び2の事業をいう。以下同じ。）の開始年度の前々年度から要綱第6の1の整備計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。
- 3 調査・調整事業の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 関係農家の意向調査活動
 - (2) 土地利用調整活動
 - (3) 農用地流動化についての関係機関との調整活動
 - (4) 農業機械の利用再編に関する活動

- (5) 普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動
 - (6) 農業生産法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動
 - (7) その他農用地流動化に係る調査・調整活動
- 4 調査・調整事業は、農業水利施設整備事業等の開始年度の前々年度から整備計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。
- 5 中心経営体農地集積促進事業は、中心経営体への農用地の集積の促進に資するものになるよう配慮するものとする。
- 6 耕地利用高度化推進事業の内容は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平
 - (2) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
 - (3) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
 - (4) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
 - (5) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
 - (6) 転作後に必要な田面整地作業
 - (7) その他農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動
- 7 耕地利用高度化推進事業は、農業水利施設整備事業等の開始年度の翌年度から整備計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

第3 事業の実施手続

- 1 要綱第5の1の農村振興局長が別に定める場合は、次に掲げるものとする。
- (1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとする場合
 - (2) 災害又は突発事故が発生した場合であって、早急に事業を実施しようとする場合
- 2 前項の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第5の事業採択申請書等を提出したもののみならず。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、前項の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 3 1の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 4 要綱第5の事業採択申請書は別記様式第1号、事業採択通知書は別記様式第2号によるものとする。

第4 計画の作成

要綱第6の1の整備計画は、別記様式第3号によるものとする。

要綱第6の5の農業経営高度化計画は、別記様式第4号によるものとする。

第5 計画の変更

要綱第7の2の変更計画報告書は、別記様式第5号によるものとする。

第6 助成

- 1 指導事業の助成は、農業水利施設整備事業等の開始年度から整備計画に定める目標年度までにおいて行うものとする。
- 2 調査・調整事業の助成は、3の限度額の範囲内において、農業水利施設整備事業等の開始年度から整備計画に定める目標年度までにおいて行うものとする。
- 3 調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次に掲げる基準額に調査・調整事業の実施年数を乗じて得た額とする。
 - (1) 60ヘクタール未満の場合にあつては、1,500千円
 - (2) 60ヘクタール以上200ヘクタール未満の場合にあつては、2,000千円
 - (3) 200ヘクタール以上の場合にあつては、4,000千円
- 4 中心経営体農地集積促進事業の助成は、5の限度額の範囲内において、農業水利施設整備事業等にあつては、開始年度から整備計画に定める目標年度までにおいて、国営水利システム再編事業（農地集積促進型）（平成27年4月9日付け26農振第2032号農林水産事務次官依命通知。以下「国営水利事業」という。）にあつては、開始年度から農業経営高度化計画に定める目標年度までにおいて行うものとする。
- 5 中心経営体農地集積促進事業の助成の限度額は、農業水利施設整備事業の事業費又は国営水利事業の対象事業費に次に掲げる助成割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 農業水利施設整備事業等と一体的に実施する中心経営体農地集積促進事業
 - (ア) 中心経営体集積率（当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合をいう。以下同じ。）が55%以上65%未満の場合にあつては、0.055、さらに、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合にあつては、0.065
 - (イ) 中心経営体集積率が65%以上75%未満の場合にあつては、0.065、さらに、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合にあつては、0.085
 - (ウ) 中心経営体集積率が75%以上85%未満の場合にあつては、0.075、さらに、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合にあつては、0.105
 - (エ) 中心経営体集積率が85%以上の場合にあつては、0.085、さらに、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合にあつては、0.125
 - (2) 国営水利事業と一体的に実施する中心経営体農地集積促進事業
 - (ア) 中心経営体集積率が55%以上65%未満の場合にあつては、0.055、さらに、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合にあつては、0.065
 - (イ) 中心経営体集積率が65%以上75%未満の場合にあつては、0.065、さらに、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合にあつては、0.078
 - (ウ) 中心経営体集積率が75%以上85%未満の場合にあつては、0.075、さらに、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合にあつては、0.091
 - (エ) 中心経営体集積率が85%以上の場合にあつては、0.085、さらに、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合にあつては、0.104
- 6 耕地利用高度化推進事業の助成は、農業水利施設整備事業等の総事業費の2%に相当する額の範囲内において、農業水利施設整備事業等の開始年度の翌年度から整備計画に定める目標年度までにおいて行うものとする。

第7 事業達成状況の報告

達成状況の報告は、農業水利施設整備事業等にあつては、整備計画に定める目標年度の3月末日までに、国営水利事業にあつては、農業経営高度化計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第6号により行うものとする。

第8 固定価格買取制度との調整

本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）により売電を行う場合には、発電開始後、農村振興局長が別に定めるところにより、売電収入の一部を都道府県ごとに設置される協議会に納付し地域の小水力発電施設の導入推進等に活用することにより、固定価格買取制度との調整を行うものとする。ただし、これにより難しい場合には、地方農政局長等と土地改良区等の協議により、別途調整の方法を定めることとする。

なお、平成25年度末までに発電施設の導入について技術的・経済的検討が行われ、その導入可能性が確認される地区については、この限りでない。

第9 定義

本事業に係る次に掲げる用語の定義は、それぞれ、次に定めるところによる。

- 1 経営等農用地 所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号の利用権をいう。以下同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（3に定める基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。
- 2 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。
 - (1) 農業者（農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）を含む。）の場合
 - ア 認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）であること又は次に掲げる全ての要件を備えていること。
 - イ 専ら若しくは主としてその農業経営に従事すると認められる16歳以上の農業従事者がいるものであること又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること（農業生産法人にあつては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること）。
 - ロ その者が現に農業経営者として農業に従事しているか、新規就農希望者（農業後継者を含む。）又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であつて、かつ、農業によって自立しようとする意欲と必要な知識及び技術を有すると認められること。
 - ウ 農業水利施設整備事業等の完了時における経営等農用地の面積（農業生産法人にあつては、経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出

した面積)が、おおむね3.5ヘクタール(露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一経営にあつては作物ごとに市町村長が都道府県知事と協議して定める面積)を超えていること。

なお、この基準の適用が困難な地域にあつては、市町村長が都道府県知事と協議してこの基準と異なる面積とすることができるが、この協議に際して都道府県知事はあらかじめ地方農政局長等の意見を聴くものとする。

エ 事業実施地区について、要綱第6の1の整備計画の目標年度までに認定農業者となることが確実に見込まれること。

なお、整備計画の目標年度は、農業水利施設整備事業等の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることを原則とし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(2) 生産組織の場合

次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア 農業者の組織であり、その構成員の加入脱退にかかわらず、同一の目的を有する組織体として存続し、代表者、組織の運営、機械・施設の管理利用、受託料金等に関する規約を定めているものであること。

イ 主たる従事者の中に、(1)のア及びイの要件を満たす者がいること。また、農業水利施設整備事業等の完了時において、基幹ほ場3作業についてそれぞれのオペレーターの作業面積(生産組織における受託以外で自らの所有権等に基づき農作業を行っている場合には、当該作業面積を含む。)が(1)のウに定める基準を超えていること。

ウ 整備計画の目標年度までに法人となり認定農業者となることが確実に見込まれること。

(3) 集落営農の場合

特定農業団体(農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体をいう。以下同じ。)又は次に掲げる全ての要件を満たす組織(以下「特定農業団体等」という。)であることが確実に見込まれること。

ア 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること。

イ その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農業生産法人となることに関する計画であつて、次に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実に見込まれること。

(ア) 農業生産法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、当該計画の策定の日(以下「計画策定日」という。)から起算して5年を経過する日前であること。

(イ) 当該団体が農業生産法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

(ウ) 当該団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額(以下「目標農業所得額」という。)が定められており、かつ、その額が、事業実施地区に係る市町村基本構想において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた

目標農業所得額と同等以上の水準であること。

(エ) 当該団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、市町村基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

ウ その耕作に要する費用を全ての構成員が共同して負担していること。

エ その耕作に係る利益を全ての構成員に対し配分していること。

オ 市町村基本構想において定められた農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準に適合する区域における農用地の利用の集積の目標（計画策定日から起算して5年を経過する日前に、当該区域内の農用地の面積の3分の2以上（当該団体が、当該区域内の生産調整面積の過半について主な基幹作業（水稻については耕起・代かき、田植え及び稲刈り・脱穀、麦及び大豆については耕起・整地、播種及び収穫、その他の品目についてはこれらに準ずる農作業をいう。）の委託を受ける場合にあつては、2分の1以上）の利用の集積を行うことを内容とするものに限る。）が定められており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(4) 法人（農業生産法人を除く。）の場合

整備計画の目標年度までに認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

(5) 人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体に位置付けられていること。

(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。

3 1の「基幹ほ場3作業」とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつては(1)、(3)又は(4)のうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

(1) 耕起

(2) 代かき

(3) 田植え又は播種

(4) 収穫

4 集約化 同一の者の経営等農用地であつて北海道では3ヘクタール、都府県では1ヘクタール（都道府県知事があらかじめ各地方農政局長等の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めたときは、その面積）以上のまとまりを有するものをいう。

この場合において、2つ以上の農用地であつて、次のいずれかに該当するものは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、まとまりを有する農用地とする。

ア 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの

イ 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの

ウ 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

エ 段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

オ 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの

カ その他、当事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

(別記様式第 1 号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長 殿
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名 印

水利施設整備事業（農地集積促進型）採択申請書

水利施設整備事業（農地集積促進型）実施要綱第 5 の 1 の規定により、下記のとおり平成〇〇年度新規事業を実施したいので採択されたく、次に掲げる資料を添えて申請します。

記

1. 計画等
2. その他

都道府 県 名	事業実施主体	地 区 名	所 在 地	総事業費	備 考 <small>(要綱別表の番号)</small>
				百万円	

(別記様式第2号)

番 号
年 月 日

水利施設整備事業（農地集積促進型）採択通知書

都道府県知事 殿

農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
農林水産省農村振興局長

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記地区について、審査の結果、
適当と認められることから、事業実施地区として採択することとしたので、水利施設整備事業（農
地集積促進型）実施要綱（平成27年4月〇日付26農振第2053号）第5の2の規定に基づき通知する。

記

都道府 県 名	事業実施主体	地 区 名	所 在 地	総事業費	備 考 <small>(要綱別表の番号)</small>
				百万円	

(別記様式第3号)

農用地利用集積地域土地改良整備計画

1 地区の現況

都道府県名		地区名		受益面積		所在地		
地形・地質	土壌・気象							
地域農業概要	専兼業別農家戸数	専業	1種兼業	2種兼業	計	平均農家所得(平成 年)		
						農業所得	千円	
	1戸当たり平均耕地面積(ha)	水田	普通畑	樹園地	その他	計	農外所得	千円
							計	千円
	主要作物作付面積	作物名					延作付面積(ha)	土地利用率(%)
		作付面積(ha)						
単位収量(kg/10a)								
地域指定等								

2 課題及び整備方針

関連基幹事業の概要	事業実施主体	事業実施期間	事業内容	総事業費
地域農業の現状と課題				
農用地の集積目標等	利用集積率 ○○%→○○% 集積団地要件の定義：○ha以上			
地域農業の振興方向と整備方針	※水管理の省力化が図られることを明記すること			

6 農地集積促進事業の概要

要綱別表の区分の欄の3の事業種類の欄の事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (対象事業費) (千円)	備考

注1：要綱別表の区分の欄の3の農地集積促進事業を実施する場合のみ記入すること。

注2：「要綱別表の区分の欄の3の事業種類の欄の事業名」は、事業名がアとイに分かれている場合には各々について記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

注4：「対象事業費」とは、中心経営体農地集積促進事業を実施する場合、農業水利施設整備事業に係る事業費。

7 中心経営体への農地集積・集約化計画

区分	農用地面積 (ha)	中心経営体 の利用集積面積 (ha)	中心経営 体の所有 面積 (ha)	中心経営体 の使用収益 権面積 (ha)	中心経営体 の基幹3作 業受託面積 (ha)	中心経営 体の集約 化面積 (ha)	中心経営 体集積率 (%)	中心経営体 利用集積面 積に占める 集約化率 (%) F/B	助成割合 (%)
	A		C	D	E	F	B/A		
事業実施前 (○年度)		B=C+D+E							
整備事業完了時 (○年度)									
要件達成確認時 (○年度)									
目標年度 (○年度)									

注1：要綱別表の区分の欄の3の(2)中心経営体農地集積促進事業を実施する場合のみ記入すること。

注2：複数の中心経営体に集積する場合は、各々の中心経営体ごと及び合計について本表を作成する。

(別記様式第5号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長 殿〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名 印

水利施設整備事業（農地集積促進型）変更計画報告書

水利施設整備事業（農地集積促進型）実施要綱第7の2の規定により、下記地区について、水利施設整備事業（農地集積促進型）の計画変更を行ったので、変更計画を添えて報告します。

記

1. 変更計画
2. その他

都道府 県 名	事業実施主体	地 区 名	所 在 地	総 事 業 費	備 考 <small>(要綱別表の番号)</small>
				百万円	

(別記様式第6号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長 殿
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名 印

水利施設整備事業（農地集積促進型）達成状況報告書

水利施設整備事業（農地集積促進型）実施要綱第9の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 農業水利施設整備事業等の実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、農地集積促進事業及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等の名称を記入する。

(2) 国営水利事業の実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

中心経営体農地集積 促進事業助成対象事 業費	実施した中心経営体 農地集積促進事業助 成対象事業内容	備考

注1：「中心経営体農地集積促進事業助成対象事業費」とは、国営水利事業の総事業費のうち、①農業用水の再編に伴い、施設規模の変更を行うもの、又は②末端施設まで一貫してパイプライン化等が可能となるものに係る事業費。

(3) 中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面積 (ha)	中心経営体 の利用集積面積 (ha)	中心経営体			中心経営体 の集約化面積 (ha)	中心経営体 集積率 (%)	中心経営体利用 集積面積に 占める集約化 率 (%)	助成割合 (%)
			中心経営 体の所有 面積 (ha)	中心経営体 の使用収益 権面積 (ha)	中心経営体 の基幹3作 業受託面積 (ha)				
A	B=C+D+E	C	D	E	F	B/A	F/B		
事業実施前									/
計画	()	()	()	()	()	()	()	()	
〇〇年度まで									/

上段 () : 農業水利施設整備事業等の完了時、下段 : 集積促進整備計画等目標年度

注1 : 中心経営体農地集積促進事業を実施している場合にのみ記入し、実施しない場合には斜線を引く。

注2 : 複数の中心経営体を育成している場合には、各々の中心経営体ごと及び合計について本表を作成する。